

第三静光園優先入所指針

1 目的

この指針は、介護保険制度の趣旨に基づき、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を指定介護老人福祉施設第三静光園（以下「施設」という。）に優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 優先入所方針

優先入所は、別表の入所申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。

3 優先入所検討委員会

（1）優先入所検討委員会の設置

施設は、優先入所順位の決定をするため、優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

（2）委員会の構成

委員会の委員は、施設職員及び施設職員以外の第三者の委員で構成する。

4 優先入所決定の手続き

（1）入所申込みの受付

ア 施設への入所申込は、入所申込書（様式1）により行う。

イ 施設は、入所申込書に基づき、入所申込者名簿（様式2）を作成する。

（2）入所申込者の調査

施設は、優先入所調査票（様式3）により入所申込者の状況を調査するものとする。

（3）優先入所順位の決定

委員会は、優先入所調査票及び入所申込者名簿等の調査結果に基づき優先入所の順位を審査決定し、これに基づく優先入所順位名簿（様式2）を作成する。

（4）入所の決定

ア 施設は、委員会に置いて優先入所順位の決定を受けた入所申込者について、入所申込者の心身の状況を把握のうえ、入所を決定する。

イ 施設は、市町から老人福祉法第11条第1項第2号の措置による入所の委託があった場合には、他の入所申込者に優先して入所を決定する。

5 優先入所事務の留意事項

（1）記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村

から求めがあったときは、これを提出しなければならない。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会に置いて知りえた入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員会の委員は退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者等に対し、施設の優先入所に係る基準の内容を説明しなければならない。

(4) 情報の提供

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められたときは、これを提供しなければならない。

(5) 疑義等に対する対応

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、施設において再度、調査のうえ、委員会に諮るものとする。

6 優先入所指針の取り扱い

市は、県内施設における入所の透明かつ公平な運用を図る観点から、静岡県が「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」において定める基準等を考慮した上でこの指針を定め運用する。

附則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

入所申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

1 本人の状況

①	要介護度5	50点
②	要介護度4	40点
③	要介護度3	30点
④	要介護度2	10点
⑤	要介護度1	5点

2 介護者等の状況

(1) 自宅(2)以外の場所)の場合

①	ひとり暮らしで、介護者がいない	50点
②	介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有することにより、介護が困難	
③	介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難	40点
④	ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難	30点
⑤	複数人を介護しているため、介護が困難	
⑥	介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	
⑦	①から⑥まで以外の状態であるが、介護が困難	20点

(2) 介護保険施設等に入院又は入所している場合

①	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)	20点
②	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①のうち介護付き施設又は病院	10点

注) 退所又は隊員が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

3 居住地

①	市内	20点
②	隣接市町内	10点
③	上記①、②以外	0点

4 特別な状況

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて20点を限度に加算することができる。

5 その他

(1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から4までの合計点数に関わらず150点とする。

(2) 6か月以内に入所することを希望しない者については、1から4までの合計点数に関わらず0点とする。